

## 大阪市安全なまちづくり推進協議会規約

(設置)

第1条 本市に、大阪市安全なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、市民・事業者・大阪市・大阪府・大阪府警察本部等関係機関が一体となって、犯罪防止に向けた市民運動を展開し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 安全なまちづくりに関する市民運動について協議し、啓発及び普及などの事業を実施すること。
- (2) 安全なまちづくりに関する情報の交換及び相互の連絡調整を図ること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる各種市民団体、事業者団体、大阪市、大阪府、大阪府警察本部等関係機関の推薦する委員をもって構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(顧問)

第7条 協議会に、顧問1名を置く。

2 顧問は、大阪市長とし、協議会の重要な業務に参画する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民局において行う。なお、協議会の効率的な運営を図るため、必要に応じて他の関係機関の協力を得ることができるものとする。

(施行の細目)

第10条 この規約の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成15年2月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成17年2月25日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 推進協議会設立当初の委員の任期は、規則第5条の規定にかかわらず、平成17年6月30日までとする。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年8月17日から施行する。

団 体 名
公益社団法人 大阪市工業会連合会
大阪市子ども会育成連合協議会
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
大阪市商店会総連盟
大阪市人権啓発推進協議会
一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会
一般財団法人 大阪市青少年活動協会
大阪市青少年指導員連絡協議会
大阪市青年団体協議会
大阪市地域女性団体協議会
大阪市地域振興会
社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
大阪市PTA協議会
公益社団法人 大阪府防犯協会連合会
大阪市保護司会連絡協議会
大阪市ボランティア・市民活動センター
大阪市民生委員児童委員連盟
一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会
一般社団法人 大阪青年会議所
一般社団法人 大阪府警備業協会
NPO法人 大阪府錠前技術者防犯協力会
一般社団法人 大阪駐車協会
NPO法人 大阪府防犯設備協会
一般社団法人 ガールスカウト大阪府連盟
日本ボーイスカウト大阪連盟
日本労働組合総連合会大阪府連合会
日本郵便株式会社 大阪北郵便局
大阪府
大阪府警察本部
大阪市